

税理士情報ネットワーク

TAINNS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINNS 解体新書

遺留分減殺請求をめぐる裁決  
—更正の請求事由と課税価格の計算—

依田 孝子〔大森支部〕

## はじめに

遺留分の減殺請求があっても、その請求に基づき返還すべき又は弁償すべき額が未確定の場合は、減殺請求はなかったものとして相続税の課税価格を計算します(相基通11の2-4)。

その後、判決・調停等により共同相続人の取得財産の範囲が確定した場合には、更正の請求、期限後申告、修正申告、更正により課税価格を是正することになります(相法30・31・32・35)。

今回は、遺留分減殺請求に関する裁決をTAINNSで検索してみました。

## I 遺留分減殺請求が係属中の場合

平12.6.23公表裁決  
(棄却) J59-4-22

## &lt;事案の概要&gt;

この事案は、全ての財産を審査請求人に遺贈する旨の遺言書があるものの、他の相続人から遺言の無効及び相続欠格の主張並びに遺留分減殺請求がされている場合において、被相続人の全財産を審査請求人が取得したものと認められ、その遺留分減殺請求の可否が争われたものです。

## &lt;審判所の判断&gt;

審判所では、下記のとおり判断し、遺産分割審判が係属中であり、遺留分減殺請求に基づく具体的な権利関係は未だ確定してないことから、遺言書に従って課税価格を計算することを相当としました。

① 審査請求人は遺言書の検認を受けていること、本件遺言の効力及び相続欠格事由の有無については訴え等の提起はされていないこと等から、現時点においては、本件遺言は有効であることを前提として、その課税関係を判断するのが相当である。

② 遺留分減殺請求権は形成権であって、その行使は受遺者に対する意思表

示によってなせば足り、必ずしも裁判上の請求による必要はなく、いったんその意思表示がなされた以上、法律上当然に減殺の効力が生じ、その遺贈は遺留分を侵害する限度において失効し、遺留分権利者に帰属すると解されている。

③ 遺留分減殺請求の私法上の効果は上記のとおりであるとしても、その財産を確定し、各共同相続人の課税価格を具体的に計算するためには、遺留分減殺請求の意思表示だけでは足りず、通常、訴えの提起、遺産分割の申立てを要するのであって、その判決あるいは調停等によって、財産権の具体的な移転を確認した上でなければ、相続税の課税ができないとすることは、租税負担公平の観点から妥当でない。

④ 本件のような場合には、各共同相続人の取得財産の範囲が確定するまでは、その遺留分減殺請求がなかったものとして課税価格を計算することが相当であると解される。

II 請求事由の該当性  
～価額弁償と現物返還～

平25.1.8公表裁決  
(全部取消し) J90-4-13

## &lt;事案の概要&gt;

遺留分権利者(Eら)は、①価額弁償の請求(遺留分減殺請求訴訟)をしながら、同時に、②遺留分減殺請求の目的物について現物返還(遺留分義務者の債務に係る譲渡担保権に基づき所有権移転登記を受けていたK社に対する土地の共有持分移転登記訴訟)の請求をしました。

本件では、K社が請求を認諾したことにより遺留分義務者(審査請求人)から現物返還が行われたことは、相続税法32条3号《遺留分減殺請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと》に規定する更正の請求事由に該当するか否かが争われました。

## &lt;審判所の判断&gt;

審判所では、次のとおり、遺留分減殺請求訴訟が係属中であっても、遺留分義務者から現物返還されたことは、相続税法32条3号の更正の請求事由に該当すると判断しました。

① 相続税法32条の趣旨及同条3号の文言に照らせば、同号に該当する場合は、遺留分減殺請求訴訟についての判決が確定した場合や、訴訟上の和解等が調書に記載された確定判決と同一の効力を有することとなった場合に限られるのではないと解される。

② 本件認諾は、K社が、Eら各共有持分10分の1の所有権移転登記手続をすることを認めたものであり、また、本件認諾の前に、審査請求人がEらの遺留分割割合が各10分の1であると認めていたことからすると、Eらは、本件認諾により、本件土地の遺留分に係る各共有持分の登記を回復することができたものと認められる。

③ そして、民法1040条1項本文の規定は、遺留分権利者が、遺留分減殺請求によって目的物を取り戻して占有や登記を回復することができた場合に、これに加えて価額弁償の請求も認めるものではないから、Eらは、本件認諾の後、遺留分減殺請求訴訟において本件土地に係る価額弁償を請求することはできず、本件土地について遺留分減殺請求に基づき返還すべき又は弁償すべき額が変動することはない。

④ そうすると、本件認諾の日に、遺留分減殺請求権者であるEらは、本件土地について遺留分に相当する共有持分権を取り戻すことが確定し、これにより、審査請求人が遺留分減殺請求に基づき返還すべき又は弁償すべき額が確定したというべきである。

## III 価額弁償金の圧縮計算

平25.8.29公表裁決  
(全部取消し) J92-4-16

## &lt;事案の概要&gt;

この事案では、審査請求人らが、遺留

分減殺請求訴訟の確定判決により兄から支払を受けた価額弁償金について、相続税の課税価格に算入されるべき額は、価額弁償金そのままの額によるべきか、それとも、価額弁償金の額の算定の基礎とされた各不動産(分割対象不動産)の価額に対する各不動産の相続税評価額の割合による圧縮計算をした額によるべきかが争われました。

## &lt;審判所の判断&gt;

① 民法1041条に規定する遺留分権利者に価額弁償金の支払があった場合の相続税の計算は、代償分割が行われた場合と同様に扱うのが相当である。

② 遺留分権利者が取得した価額弁償金の相続開始の時点における金額は、①価額弁償の対象となった財産が明らかにされ、かつ、②その財産の価額弁償の時(事実審口頭弁論終結の時)における通常の取引価額を基に価額弁償金の金額が決定されているときには、相基通11の2-10《代償財産の価額》(2)で定める計算方法に準じて計算した価額によるのが相当である。

③ 本件は、上記の2要件を満たしているから、課税価格に算入されるべき価額弁償金の金額は、それぞれ価額弁償金の額に分割対象不動産の相続税評価額(266,803,848円)を乗じ、その不動産の裁判所認定額(394,378,754円)で除して求めた金額となる。

## おわりに

上記Ⅱ及びⅢの裁決は、非公開裁決としてTAINNSに収録されていたものですが、審判所が公表裁決としてホームページに掲載したことからTAINNSコード(J90-4-13・J92-4-16)を変更したものです。

遺留分減殺請求に係る情報は、所得税にも多数収録されていますので、実務にご活用ください。

収録内容に関するお問合せは、  
データベース編集室へ  
03-5496-1416

これまでのご経験と実績。  
顧問先の経営改善に、  
もっと活かすべきです。  
顧問先もそれを望んでいます。

MJSは強カツールACELINK NX-Proと  
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

提案型会計事務所へ、  
MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

ACELINK  
NX-Pro

詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro 検索

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳くん、iCompass、MUSLINK NX-I、ミロクのかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



MJS

株式会社ミロク情報サービス  
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 〒163-0648  
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

—地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦!—  
MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。  
MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル ☎0120-369-144 (平日9:00~17:30) フリーファックス ☎0120-369-667

当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。 <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>